提出集 青森県、弘前市、黒石市、つがる市、平川市、大鰐町、西目屋村
-----------------------------------

# 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

# 1 基本情報<共通>

フリガナ	ノャカイフクシホウジン ミカサエン											
法人名	会福祉法人 三笠苑											
法人所在地	F 036-0155 青森県平川市館田西和田195番地											
フリガナ												
書類作成担当者												
連絡先	電話番号 0172-44-8686 FAX番号 0172-44-8822 E-mail											

#### 【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

☑ 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

✓ 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

#### (1)介護職員如遇改善加算

(1) / 段帆负尺边以音加弄											
① 算定する加算の区分	────────────────────────────────────										
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月											
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善	<b>季加算の見込額</b> 69,780,912 「	円									
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること) 70,254,635 「	円									
		円									
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	x善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金 495,341,203 F	円									
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	587,994,733	円									
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加	加算の総額 70,659,930 F	円									
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加	加算の加算の総額( <u>その他の職種に支払われた額を除く)</u> 21,993,600	円									
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の	)独自の賃金改善額	円									
⑤ 賃金改善実施期間											

### 【記入上の注意】

- ・(1)④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii )(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii )(ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(1)④ i )の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される 賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- ・ (1) ④ ii ) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- ・(1)④ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

#### (2)介護職員等特定処遇改善加算 ① 算定する特定加算の区分 ② 介護職員処遇改善加算の取得状況 ※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり 介護福祉士の配置等要件 3 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況 ④ 特定加算の算定対象月 円 23,255,121 ⑤ 令和 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g) ⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) 25,904,009 円 (右欄の額は⑤欄の額を上回ること) 円 692,808,373 i)特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除 円 666,904,364 く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ) (ア)前年度の賃金の総額 761,575,424 円 70,659,930 円 (イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額 (ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額 24,011,130 円 Щ (エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額 経験・技能のある 他の介護職員(B) その他の職種(C) ⑦ 平均賃金改善額 介護職員(A) i)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される 295,118,392 198,542,063 170,185,986 円 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h) 1,135.8 939.7 670.0 ii)前年度の常勤換算職員数(i) 94.6 78.3 iii)前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j) 55.8 254,018 211,294 259,845 円 iv)前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i) (A)のみ実施 $20.476 \, \square$ v)グループ毎の平均賃金改善 ( 23,255,617 円 ) 23,255,617 円 ) 額(月額)(g)/(j)/(k) 7,242 円 ○ (A)及び(B)を実施 14.484 円 ※予定している配分方法について選 6,804,945 円 (23,255,148 円) 16,450,203 円 ) 択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前 (A)(B)(C)全て実施 13,116 円 6,558 円 3,279 円 年度の一月当たりの常勤換算方法に より算出した職員数から算出した一人 14,896,497 円 6,162,225 円 (23,255,570 円) ) ) 2.196.848 円 ) 当たり配分額(月額)。(括弧内はグルー 上記以外の方法で実施 Щ 円 プ毎に配分可能な加算総額(年額)) 0 円 ) 0 円 0 円 ) 0 円 ) 月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 5 人(見込) (「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由) 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。

職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。

☑ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

□ その他(

⑧ 賃金改善実施期間(k)

令和 4 年 6 月 ~ 令和 5 年 5 月(12か月)

#### 【記入上の注意】

- (2)⑥ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii )(ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、<u>処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額</u>・を記載すること。
- ・(2)⑥ ii )(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ・(2)⑦ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

# (3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員	<b>処遇改善加算</b> ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし										
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他										
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)										
	☑ 就業規則の見直し ☑ 賃金規程の見直し ☑ その他 (										
	(賃金改善に関する規定内容)										
	(XIXI) (X) (X) (X) (X)										
具体的な取組	・介護職員処遇改善加算対象事業所の介護職員に手当として毎月支給する。(支給額は労働時間を考慮し決定)										
内容	月額7,000円~25,000円 ・手当支給額と定期昇給額の総額を加算総額と比較し、加算総額が多い時は手当調整分を支給する。										
	(支給額は労働時間を考慮し決定)										
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。										
	※11にの依拠がほかりも、資金は害に関する市力を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。										
	(上記取組の開始時期) 平成 30 年 3 月 ( ☑ 実施済 □ 予定 )										
	·										
□ 众继毗且从	な性 字伽 用 小羊 伽										
口、介護職員等	・特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし										
WEY HAY											
経験・技能の ある介護職員	次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とする。 ・職員給与規程別表1の3級以上を該当する職員又は当法人における勤務歴が10年以上。										
の考え方	・介護福祉士の資格を有する者。										
賃金改善を行	<ul><li>✓ (A)経験・技能のある介護職員</li><li>✓ (B)他の介護職員</li><li>✓ (C)その他の職種</li></ul>										
う職員の範囲	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)										
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ ず 賞与 □ その他										
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)										
	就業規則の見直し ② 賃金規程の見直し ② その他 (										
	(賃金改善に関する規定内容										
具体的な取組	介護職員等特定処遇改善加算は、「特定加算賞与」として、総受領額の範囲で加算対象事業所に勤務する、①経験技能のある職員										
内容	②他の介護職員 ③その他の職員 に、①:②:③=4:2:1の割合で12月、5月の2回に分け支給する。										
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。										
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。										
	※前十及に近山した計画書から変更がある場合には、変更画所を上級とりるなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 1 年 11 月 ( ✓ 実施済 □ 予定 )										
	(工品收益)/用效时分别/ 14 1 4 11 万 ( 三 天起海 三 1 左 )										
ハ 各介護サ	ービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善										
	(1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載										
独自の賃金改善の具体的な											
取組内容											
独自の賃金改											
善額の算定根 拠											

# 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

++	リア	アパス要件 I 次のイからハまで	きのつ	すべ	ての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ✓ 該当							
	イ	介護職員の任用における職位	、職	責り	又は職務内容等の要件を定め	っ うている。							
	口	イに掲げる職位、職責又は職績	努内	容等	等に応じた賃金体系を定めてい	いる。							
	ハ	イ、ロについて、就業規則等の	明確	産な	根拠規定を書面で整備し、全	とての介護職員に周知している。							
	2 22 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0												
++	リア	アパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の	基i	単を	満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ✓ 該当							
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計し、研修の実施又は研修の機会を確保している。													
						って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するととも 行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること							
		イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック (✔)した上で、具体的な内容 を記載)		1									
					資格取得のための支援の実施	施 ※当該取組の内容について下記に記載すること							
			<b>✓</b>	2	<ul><li>実務者研修受講者への勤務調</li><li>資格取得費用の助成</li></ul>	<b>月整</b>							
	口	イについて、全ての介護職員に	こ周	知し	ている。								
	11-		1	+ 2/4	-2 \H-2 . L	Lower was 17 A V V W Cabyle at the state of							
7-4	<b>イソ</b> ノ イ	<b>アパス要件Ⅲ 次のイとロ両方</b>  介護職員について、経験若し。  設けている。				加算 I の場合は必ず「該当」 ✓ 該当							
			7	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」など	どに応じて昇給する仕組みを指す。							
		具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✔)すること。)	✓	2		・ を修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護 たいても昇給が図られる仕組みであることを要する。							
				3	一定の基準に基づき定期に昇給 ※「実技試験」や「人事評価」など 準や昇給条件が明文化されてい	どの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基							
	口	イについて、全ての介護職員に	こ周	知し	ている。								

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✔) すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパ スに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

#### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、<u>必ず全て</u>にチェック(**・**) すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上や キャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・ 働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上)の取組を行うこ と。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分		内容
	<b>4</b>	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向		事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	<b>√</b>	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<b>~</b>	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	<b>√</b>	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に 対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ		研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援		エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	7	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	7	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	7	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への 転換の制度等の整備
推進		有給休暇が取得しやすい環境の整備
		業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	7	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛 対策の実施
腰痛を含む心	7	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理		雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
		事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	7	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	7	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組		5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
		業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
		ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	7	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	7	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

## 5 **見える化要件について<特定加算>**※令和3年度は算定要件としない

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✔)すること。

ホームページ	介護サービス情報公表システム」への掲載 / □	掲載予定
		掲載予定
その他の方法	業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/ ☑ 掲載予定
による掲示等	<del>-</del> の他(	)

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
☑ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☑ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
✓ キャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
☑ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保 険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や 指定取消となる場合がある

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管しているこ とを誓約します。

令和 年 4 月 14 日 法人名 社会福祉法人 三笠苑 4 代表者 職名 理事長 氏名 佐藤 和哉 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 処遇改善計画書(令和 4 年度)

#### 1 基本情報<共通>

フリガナ	ンャカイフクシホウジン ミカサエン												
法人名	社会福祉法人 三笠	会福祉法人 三笠苑											
法人所在地	〒 036-0155 青森県平川市館田	〒 036-0155 青森県平川市館田西和田195番地											
フリガナ													
書類作成担当者													
連絡先	電話番号 0172-	44-8686	FAX番号	0172-44-8822	E-mail								

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) X 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算) 介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、<u>令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、ベー</u>

スアップ等加算の算定に必要なセルのみ記入する ※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

## 2 賃金改善計画について<共通>

- (1)加算額を上回る賃金改善について
  - ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
  - ・(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
    - I 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

    - Ⅲ 介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること Ⅲ 介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

		処遇改善加算		特定加算		ベースアップ等加算	0
1	令和 4 年度の加算の見込額		円		円	6,987,594	円
2	賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)		円		円	7,402,506	円
	i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1)	円	(2)	円	(3) 340,854,688	円
	ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し 実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除 く)【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】	円	【基準額2】	円	【基準額3】 333,452,182	円
	(ア)前年度の賃金の総額	(4)	田	(5)	田	(6) 380,787,712	円
	(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(7)	円	(8)	円	(9) 35,329,965	円
	(ウ)前年度の特定加算の総額	(10)	円	(11)	円	(12) 12,005,565	円
	(エ)前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(13)	円	(14)	円	(15) 0	円
	(オ)前年度の各介護サービス事業者等の 独自の賃金改善額		円		円	0	円

#### 【賃金の総額に係る記入上の注意】

- ・(1)には、処遇改善加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の介護職員の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、特定加算、処遇改善支 援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(2)には、特定加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及 びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(3)には、ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)を記載すること。(すなわち、処遇改善加算、特定加算及 び処遇改善支援補助金を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。)
- ・(4)には、介護職員のみの賃金の総額を記載すること。
- ・(5)には、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。
- ・(6)には、ベースアップ等加算の配分対象が介護職員のみである場合、介護職員のみの賃金の総額を記載することとし、原則として(4)と同一の数値を 記載すること。また、ベースアップ等加算の配分対象にその他の職種を含む場合、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の 賃金の合計額を記載することとし、原則として(5)と同一の数値を記載すること。
- ・(1)~(6)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

#### 【加算の総額に係る記入上の注意】

- (7)~(15)は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払 額通知書」に基づき記載すること
- (10)(13)には、前年度の特定加算・ベースアップ等加算の総額のうち、介護職員に支払われた加算額のみを記載し、(11)(12)(14)(15)には事業所に従 事するすべての職員(介護職員とその他の職種)に支払われた加算額(加算額の総額)を記載すること。

## 【独自の賃金改善額に係る記入上の注意】

・② ii )(オ)の独自の賃金改善額とは、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったもの に限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算に係るものを除く。)をいうものであり、「(5)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加 算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)介護職員処遇改善加算										
①処遇改善加算の見込額/②賃金改善の見込額 別紙様式2-1 2(1)のとおり										
③算定する処遇改善加算の区分/	/ ④処遇改善加算の算定対	<b>才</b> 象月		別細	様式	2-2のとおり				
⑤賃金改善実施期間	令和	年 月~	Ų.	令和 4	F	月(か月)				
(3)介護職員等特定処遇改善力	加算 									
①特定加算の見込額/②賃金改善の見込額 別紙様式2-1 2(1)のとおり										
③処遇改善加算の取得状況					様式	2-2のとおり				
④算定する特定加算の区分/⑤/ 等の届出情報)/⑥特定加算の算	ト護福祉士の配置等要件( 定対象月	サービス提供体制	削強	化加算 別細	様式	2-3のとおり				
⑦ 平均賃金改善額		経験・技能のある 介護職員(A)	)	他の介護職員	(B)	その他の職種(C)				
i)前年度の賃金の総額(処遇改 賃金改善額及び独自の賃金改善			円		円	円				
ii ) 前年度の常勤換算職員数(i)			人		人	人				
iii)前年度の一月当たりの常勤換望	算職員数(j)		人		人	人				
iv)前年度のグループ毎の平均賃		円		円	円					
v)グループ毎の平均賃金改善 額(月額)(g)/(j)/(k)	<ul><li>○(A)のみ実施</li><li>( 0 円 )</li></ul>	0 ( 0 円								
※予定している配分方法について選	○ (A)及び(B)を実施	#VALUE!	円	#VALUE!	円					
択すること。( <u>いずれか1つ</u> ) ※当該年度の特定加算の見込額と前	( #VALUE! 円 )	( #VALUE! 円	)	( #VALUE! F	月 )					
年度の一月当たりの常勤換算方法に	● (A)(B)(C)全て実施	#VALUE!	円	#VALUE!	円	#VALUE! 円				
より算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグ	( #VALUE! 円 )	( #VALUE! 円	)	( #VALUE! F	9 )	( #VALUE! 円 )				
ループ毎に配分可能な加算総額(年 額))	○上記以外の方法で実施		円		円	円				
15477	( 0円)	( 0 円	)	( 0 F	月)	( 0円)				
月額平均8万円の賃金改善となる	者又は改善後の賃金が年額4	40万円となる者		人(見込)						
(「月額平均8万円の処遇改善又に	は改善後の賃金が年額440万円以	、上となる者」を設定で	きな	よい場合その理由)						
□ 小規模事業所等で加算額全体	-									
	直ちに月額平均8万円等まで賃金			_						
	序を行うに当たり、これまで以上に 備や研修・実務経験の蓄積などに				る能力	や処遇を明確化す				
┃						)				

## 【記入上の注意】

⑧ 賃金改善実施期間(k)

・ (3) ⑦ i )の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。

年

月

令和

年

月(

か月

令和

・ (3) ⑦ ii) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算 方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員について は、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

## (4)介護職員等ベースアップ等支援加算

・(4)では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられることを確認しており、 オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

①ベースアップ等加算の見込額/②賃金改善の見込額												別紙様式2-1 2(1)のとおり					
③処遇改善加算の取得状況/④ベースアップ等加算の算定対象月										別紙様式2-4のとおり							
⑤ベースアップ等による賃金改善の見込額等											_						
i)介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)				5, 404, 101			円										
		(うち、ベースアップ等による賃金改善の 見込額)(n-2)		5, 404, 101				円	(	100.00)	%	<- (					
				(一月あたり		900, 68		円)					要	į			
	i)その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)			1,	1, 998, 405			円					件	2			
		(うち、ベースアップ等による賃金改善の		1, 998, 405			円	(	100.00)	%	<- (						
		見込額)(o-2)		(一月あたり		333,	068	円)									
6	賃金改	:善実施期間		令和	4	年	10	月	-	~ 令和	į	5 <b>左</b>	F	3	月(	6 か月	)

#### 【記入上の注意】

・ ④ i (n-1)と④ ii (o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」((1)②の最右欄)と一致すること。

# (5)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 処遇改善	加算
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 ( )
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。
具体的な取組 内容	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 平成 年 月(□実施済 □予定 )
※上記に加え	.て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✔)すること。     変更なし
口 特定加算	
経験・技能の ある介護職員 の考え方	
賃金改善を行	(A)経験・技能のある介護職員 (B)他の介護職員 (C)その他の職種
う職員の範囲	((A)にチェック(✔) がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他( )
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載
具体的な取組 内容	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期)   令和 年 月 ( □ 実施済 □ 予定 )   □ 東施済 □ 下   □ 下 □ 下 □ 下 □ 下 □ 下 □ 下 □ 下 □ 下 □
※上記に加え	.て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✔) すること。 □ 変更なし
ハ ベースアッ	*****
賃金改善を行	ベースアップ等 基本給
う給与の種類	その他
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 (
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。
具体的な取組 内容	1. 加算給 (1) 介護職員3,000円/月 (^*-ト・嘱託職員300円×1日当たりの勤務時間数×週勤務日数/5) (2) その他の職員2,000円/月 (^*-ト・嘱託職員200円×1日当たりの勤務時間数×週勤務日数/5) (3) 正職員で55歳以上の昇給停止となっている(1) 又は(2)に1,000円/月 (4) (1) のうち介護福祉士2,000円/月 2. 給与表の改正 (1) 一般職給与表別表1の1級及び2級 (2) 医療職給与表別表2 3. 手当の改正 (1) 職権別手当 看護師8,000円/月、准看護師6,000円/月引き上げ
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 4 年 10 月 ( 実施済 ✓ 予定 )
※上記に加え	て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✔)すること。

# ニ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善

(1)②ii)(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改 善の具体的な 取組内容
独自の賃金改 善額の算定根 拠
3 キャリアパス要件について<処遇改善加算> 次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。
キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 加算 I・II の場合は必ず「該当」 該当 即 非該当
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ローイに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✔)すること。 □ 変更なし
<b>キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。</b> 加算 I・Ⅱ の場合は必ず「該当」 □ 該当 □ 非該当
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること
(✔)した上で、具体的な内容を記載)  ②  ②  ②  ②  ②  ②  ②  ②  ②  ②  ②  ②  ②
ロイについて、全ての介護職員に周知している。
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✔)すること。 □ 変更なし
キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。
すること。)
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。
※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✔)すること。    ② 変更なし   ※要件Ⅲを満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には   はおかいた場別を得るよう。   ※明は保険されてい

# 4 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

#### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(✔)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリア パスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

#### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、<u>必ず全て</u>にチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、<u>それぞれ1つ以上</u>の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
	□ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	■ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	■ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	■ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多様な働き方の	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員へ の転換の制度等の整備
推進	
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	□ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰 痛対策の実施
腰痛を含む心 身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上のための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	■ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	□ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	■ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
※上記に加え	て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(🗸) すること。 🔲 変更なし
	<b>要件について&lt;特定加算&gt;</b> 問知方法について、チェック( <b>✔</b> )すること。
ホームページ	□「介護サービス情報公表システム」への掲載 / □ 掲載予定
への掲載	□   自社のホームページに掲載
その他の方法	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 掲載予定
による掲示等	□ ず未// /
※上記に加え	て、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(🗸) すること。 🔲 変更なし

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
☑ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☑ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☑ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
□ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書		載内線	容に原	虚偽:	がなレ	いこと	を証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを	誓
令和	4	年	8	月	26	日	法人名 社会福祉法人 三笠苑	

代表者 職名 理事長 氏名 佐藤 和哉

提出先 青森県・弘前市・黒石市・つがる市・平川市・大鰐町・西目屋村

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算 実績報告書(令和 4 年度)

#### 1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウシ	/ャカイフクシホウジン ミカサエン										
法人名	社会福祉法人	上会福祉法人 三笠苑										
法人所在地	〒 036-0155 青森県平川市	〒 036-0155 青森県平川市館田西和田195番地										
フリガナ												
書類作成担当者												
連絡先	電話番号 0	172-44-8686	FAX番号	0172-44-8822	E-mail							

	<del></del>		「について「○」、取得しない加算について		_
$\subset$	<b>介護職員処遇改善加算</b> (処遇改善加算)	0	<b>介護職員等特定処遇改善加算</b> (特定加算)	0	介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 実績報告<共通> ※詳細は別紙様式3-2及び3-3に記載

- 本様式では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
  I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
  II【特定加算】介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
  II【ベースアップ等加算】介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
  IV【特定加算】グループ毎の平均賃金改善額が配分ルールを満たしていること
- V【特定加算】経験・技能のある介護職員(A)のうち、1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること (その人数は法人一括で申請する事業所の数に応じて設定)
- VI【ベースアップ等加算】賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

		要件 I	. ↓	要件1	I↓	要件Ⅱ	Π ↓
		処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
1	令和 4 年度の加算の総額	67,000,680	円	22,647,390	円	6,597,380	円
2	賃金改善所要額(i - ii ) (右欄の額は①欄の額以上であること)	67,091,670	円	22,954,686	円	7,279,765	円
	i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行った 賃金の総額	(1)-(6)-(8) 573,372,753	円	(2)-(4)-(9) 724,896,453	円	(3)-(5)-(7) 390,833,498	円
	(a)本年度の賃金の総額	(1) 607,311,195	円	(2) 808,122,288	円	(3) 435,010,828	円
	(b)処遇改善加算の総額			(4) 67,000,680	円	(5) 33,046,680	円
	(c)特定加算の総額	(6) 20,745,009	円			(7) 11,130,650	円
	(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加 算の総額	(8) 13,193,433	円	(9) 16,225,155	円		
	ii)前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 506,281,083	円	【基準額2】701,941,767	円	【基準額3】 383,553,733	円

- ・(1)(2)(3)には、それぞれの加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・(6)には、別紙3-2から、特定加算の総額のうち、経験・技能のある介護職員(A)及び他の介護職員(B)に配分された額が転記される。 (7)には、別紙3-2から、本年度の特定加算の総額が転記される。(その他の職種(C)に配分された額も含む。)
- ・② ii )「前年度の賃金の総額」【基準額1】【基準額2】【基準額3】には、計画書の2(1)② ii )の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

#### ② 亚均传入改善妇/ 特定加質 >

○ 十份員並以告報 \ N 足加昇 >								_	
	賃金改善を 実施した グループ	前年度の平均賃 額(月額)【基準額		本年度の平均賃金 額(月額)	平均賃金改善額	(配分比率)	(e) 改善後の賃金 が最も高額となった 者の賃金(年額)		
(A)経験・技能のある介護職員	7	252,387	円	264,595 円	12,208 円	(2.00)		<- <mark>C</mark>	
(B)他の介護職員	7	220,135	円	226,239 円	6,104 円	(1.00)		<- <mark>C</mark>	
(C)その他の職種	7	281,810	円	284,862 円	3,052 円	(0.50)	6,396,497 円		

要件IV >BかつA>2C  $B \ge 2C$ 

- ・「前年度の平均賃金額(月額)」【基準額4】には、計画書2(3)⑦iv)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正するこ とが可能である。
- ④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算>

いずれかに該当する人数

6

要件V Aのうち1人以上 が該当

(設定できない事業所があった場合その理由) ※複数回答可

- ✓ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- □職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力
- □ 戸領平均8万円寺の夏並以音で11万にコルハ、40よくめ上にナボハロショョ へん であり、大型の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- □ その他 (

## ⑤ ベースアップ等による賃金改善額等<ベースアップ等加算>

i ) 介護職員の	5	698	3, 975		円											
	(うち、ベースアップ等	5, 698, 975				円	(100.00)		%	<-	0					
	による賃金改善額) (n-2)	(一月あた	: 9	949,	829	円)	-				要件					
ii) その他の職	ii) その他の職員の賃金改善額(o-1)			1, 580, 790								VI				
	(うち、ベースアップ等	1, 580, 790				円	( 100	0.00)	%	<-	0					
	による賃金改善額) (o-2)	(一月あた	<u>:</u> 9	263,	465	円)										
賃金改善実施期間		令和	4	年	10	月	$\sim$	令和	5	)	年	3	月(	6	か月	)

## 【記入上の注意】

- ・ (n-1)と(o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善所要額」(「②賃金改善所要額」の最右欄)と一致すること。
- ⑥ 職場環境等要件に基づいて実施した取組について<処遇改善加算・特定加算>

#### 【処遇改善加算】

なる場合があるので留意すること。

届出に係る計画の期間中に、全体で<u>必ず1つ以上</u>の取組を行うことが必要であること

個出に「味る」「ロップ別では、上で、ユー・・・・ 【**特定加算】** 【**特定加算】** 届出に係る計画の期間中に、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、**それぞれ1つ以上**の取組を行うことが必要であること。

ΕΛ	上位
区分	内容
入職促進に向	■ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	
	▼ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	✓ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	一 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	☑ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
推進	✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
腰痛を含む心	✓ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	■事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供) 等による役割分担の明確化
善の取組	■ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	□ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	▼ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	<ul><li>✓ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</li></ul>
※上記に加え	て、今年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✔)すること。

⑦その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。 ※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消と

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管して

いることを誓約します。 (法人名) 社会福祉法人 三笠苑 令和 5 年 7 月 28 日

(代表者名) 理事長 佐藤 和哉